

普通預金規定

反社会的勢力との取引拒絶について

預金口座は、「預金等共通規定」12.(2)(反社会的勢力との取引拒絶)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

1. (取扱店の範囲)

普通預金(明示ある場合を除き無利息型普通預金を含みます)(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前記(1)にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) この預金口座の受入れには、次の(2)及び(3)のほか預金等共通規定4.(証券類の受入)によるものとします。
- (2) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

4. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (利息)

この預金(無利息普通預金を除きます)の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、当金庫の店頭、ホームページで提示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

6. (解約等)

この預金を解約する場合には、通帳(通帳発行の場合)および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

7. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金のうち、次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、所定の未利用口座管理手数料(以下本7.において「本手数料」といいます。)をいただきます。
本手数料の金額は当金庫の店頭、ホームページで公表します。
 - ① 利息の組入れ及び本手数料の引落しを除いた最後の預入れまたは払戻し(以下本7.において「取引等」といいます)の利用から2年以上、一度も取引等がないこと。
なお、紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。
 - ② 預金残高が1千円未満であること。
 - ③ 同一店舗において、預金者に、定期性預金等投資信託、保険、国債等の預かり金融資産がないこと。
ただし、当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金はこの資産には含まれず、預金者が別にこれらの口座を保有していても対象となります。
 - ④ 同一店舗において、預金者に、借入れ、カードローン契約がないこと。
 - ⑤ 相続のお手続中等、未利用のまま置かれていることに合理的な理由がないこと。
- (2) (1)のすべての条件に該当した場合、預金者のお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書を発送し到着時から一定期間経過中(約2ヶ月)に取引等がないときは、この口座から払戻請求書等によらず本手数料を引落します。なお、この口座の期間中の解約は可能です。
- (3) 翌年以降も未利用の状態が継続する場合はこの口座から本手数料を引落します。ただし、翌年以降は(2)のご案内文書は発送しません。
- (4) この口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料に充当のうえ、預金者に通知することなくこの口座を解約することができるものとします。
- (5) (4)の規定にもとづきこの口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他この口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときには、この口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者への通知なく解約されるものとします。
- (6) (4)の規定にもとづき解約された口座にキャッシュカードが発行されていた場合は、当該カードを当金庫へ返却していただくか、当該カードの磁気ストライプ、ICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。
- (7) 引落した本手数料の返却及び解約した口座の再利用はできません。
- (8) 本手数料の初回引落日は2022年4月1日以降に作成された口座については2024年4月以降、2022年3月31日以前に作成された口座については2026年4月以降となります。

8. (規定の適用)

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

① 預金等共通規定

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上